

セシムルコトヲ得ス

第七條 傳染病患者ヲ搭載セル車輛ハ其入口ニ「傳染病者」ノ四字ヲ揭示スヘシ

第八條 傳染病患者車中ニ於テ死亡シタルトキハ警察官又ハ其ノ他ノ當該吏員ニ之ヲ申報スヘシ

第九條 乗車中傳染病ニ罹リタルモノアルトキハ速ニ警察官又ハ其ノ他ノ當該吏員ニ之ヲ申報スヘシ

第十條 車輛、器具ノ消毒其ノ他傳染病豫防ニ關スル取締ハ一般法令ノ規定ニ依ル

▲質屋取締法(抄)

(明治二十八年三月十三日)
法律第十四號

第七條 傳染病ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未タ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシメ命ニ從ハサレハ之ヲ官沒ス

第十五條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ質物及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ十日以内ヲ限リ其物品ヲ差押ヘ

又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交付スヘシ

第二十二條 左ニ掲ケル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條ノ場合ニ於テ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタル者
(下畧)

第二十三條(上畧)第七條第一項(中畧)ニ違反シタル者ハ二圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

●質屋取締法及同法細則施行規則(抄)

(明治二十八年八月八日)
島根縣令第五十六號

第八條 傳染病ニ汚染シタル物品ナルコトヲ發見シ取實セサルトキハ直ニ最寄警察官吏ニ申告スヘシ

●古物商取締法(抄)

(明治二十八年三月六日)
法律第十三號

第八條 傳染病ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ買受ケ又ハ讓受クルコトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未ダ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシム其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ官沒ス

第十三條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ物品及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領收證書ヲ交付スヘシ

第十九條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタル者
(下畧)

第二十條(上畧)第八條(中畧)ニ違反シタル者ハ二圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

●古物商取締法及同法細則施行規則(抄)

(明治二十八年八月二十八日
島根縣令第五十五號)

第八條 傳染病汚染シタル物品ナルコトヲ發見シ之ヲ買受ケヌ又ハ讓受ケサルトキハ直ニ最寄警察官吏ニ申告スヘシ

●質屋取締法第七條及古物商取締法第八條ノ適用範圍ニ關スル件

(大正十五年八月十九日
保第九、〇九一號警察部長指示)

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通内務省警保局長ヨリ通牒アリタルニ付取扱上參考ニ資セラルヘシ
(甲號)

警視總監ヨリ内務省警保局長宛稟議

(大正十五年四月
保第一九五號)

質屋取締法第七條及古物商取締法第八條ノ適用範圍ニ關スル件稟議

質屋取締法第七條及古物商取締法第八條ニ所謂傳染病トハ傳染病豫防法ニ依ル傳染病以外ノ結核豫防法及トラホーム豫防法ニ依ル「結核」及「トラホーム」其ノ他ノ法令ニ依ル傳染性病毒ヲモ包含セシメ取締ルヘキモノナルヤ否之ヲ適用ニ關シ聊カ疑義有之候ニ付何分ノ御指示相成度此段及稟議候也

(乙號)

内務省警保局長ヨリ警視總監宛申進

(大正十五年八月
内務省視警第五七號)

質屋取締法第七條及古物商取締法第八條ノ適用範圍ニ關スル件

四月二十七日付保第一九五號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會有之候處質屋取締法第七條及古物商取締法第八條ニ所謂傳染病トハ傳染性疾患ヲ謂フモノニシテ傳染病豫防法ニ依ル傳染病結核豫防法及トラホーム豫防法ニ依ル「結核」及「トラホーム」竝其他ノ法令ニ依ル傳染性疾患ノミニ限定スルノ要ナキモノト被存候右經伺ノ上申進候也

●古物商及質屋取締内規(抄)

(明治二十八年八月二十七日)
鳥根縣訓令保第二八號

第六條 古物商取締法第十三條第二項質屋取締法第十五條第二項ノ領置證書ハ別紙様式ニ

依ルヘシ

(別紙)

領置證書(用紙半紙罫紙)

一何々(物品ノ形質標
様ヲ詳記スヘシ)

一枚

一何々(上同)

一個

以上何點

右犯罪嫌疑遺失物(傳染病汚染)ノ物品ナリト認ムルヲ以テ古物商取締法質屋取締法(第何條ニ依リ領置ス)

年 月 日

鳥根縣(何警察署
警部(巡查) 何

某 印

何郡(市)何町(村)

古物商(質屋)何 某殿

●自動車取締令施行規則(抄)

(昭和二年十二月一日)
鳥根縣令第五十八號

第四十五條 左ニ掲ケル者ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業用乗用自動車ニ乗ルコトヲ得

ス

傳染病、癩病其ノ他乗客ニ厭惡ノ感ヲ起サシムヘキ疾病アル者

●乗合馬車營業取締規則(抄)

(明治三十二年二月十三日)
島根縣令第十號

第五章 乘載制限

第三十九條 左ニ記載シタル者ハ乘載スヘカラス

一 「八種」傳染病、疥癬、癩病其ノ他乗客ニ於テ厭忌スヘキ病狀アル者

(中畧)

前項第一項ノ患者タルコトヲ知ラスシテ乘載セシ後之ヲ發見シタルトキハ速ニ相當消毒ヲ施行シタル後ニアラサレハ他ノ客ヲ乘載スルコトヲ得ス

●監獄法(抄)

(明治四十一年三月二十日)
法律第二十八號

第一章 總則

第一條 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

(一) 一項(二) 項畧)

警察官署ニ附屬スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ヲ一月以上繼續シテ拘禁スルコトヲ得ス

第二章 收監

第十三條 新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第八章 衛生及醫療

第三十九條 在監者ニハ種痘其ノ他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ隔離シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得但懲役囚ヲシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス

第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第四十三條 精神病、傳染病其ノ他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得

前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス

●監獄法施行規則(抄)

(明治四十一年六月十六日)
司法省令第十八條

第二章 收監

第十四條 監獄ニ於テ避病監其他傳染病者ノ收容ニ適當ノ設備アルトキハ傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル罹ル者ト雖モ之ヲ入監セシムヘシ

第十五條 監獄法第十三條ニ依リ入監セシメサル場合ニ於テハ直ニ其旨ヲ入監ヲ指揮シタル官廳及ヒ監獄所在地ノ警察官署ニ通報シ仍ホ其事情ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第八章 衛生及醫療

第一百條 傳染病流行ノ兆アルトキハ其ノ豫防ヲ嚴ニシ流行地域ヲ發シ又ハ其ノ地方ヲ經過シタル入監者ハ一週日以上他ノ者ト離隔シ其ノ携帶物ニハ消毒方法ヲ行フ可シ

第一百一條 傳染病豫防ノ爲メ必要アル場合ニ於テハ在監者ニ種痘又ハ血精注射ヲ施スコトヲ得

第一百二條 傳染病流行ノ際ニハ飲食物ノ差入及購求ヲ停止スルコトヲ得

第一百三條 在監者傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ之ヲ離隔シ嚴ニ消毒方法ヲ行ヒ其ノ狀況ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

前項ノ場合ニ於テ監獄所在地ノ市區町村役場及ヒ警察官署ニ其事實ヲ通報ス可シ

第一百四條 監獄法第四十三條ニ依リ在監者ヲ病院ニ移送ス可キトキハ典獄ハ監獄醫ノ診斷書及移送ス可キ病院トノ協議書ヲ添ヘ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一百六條 病院ニ移送シタル者在院ノ必要ナキニ至リタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ還送セ

シメ司法大臣ニ其旨申報ス可シ

第一百八條 在監者ノ疾病危篤ナルトキハ其旨ヲ本人ノ家族又ハ親族ニ通知シ刑事被告人ナルトキハ仍ホ檢事ニ通報ス可シ

●囚人及刑事被告人押送細則(抄)

(明治三十一年十二月二十七日)
(内務省令第三十七號)

第十三條 被押送者ニシテ傳染病流行地ヲ經由シタルトキハ隔離消毒法ヲ行フヘシ

●留置場内心得及看守者注意事項(抄)

(明治三十七年九月十二日)
(警察部訓示保第三五號)

十六 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ嚴密ニスヘシ

若シ留置人中傳染病又ハ其ノ疑アル者ハ直ニ隔離シ相當ノ處置ヲナスヘシ

十七 傳染病流行ノ際ハ飲食物ノ差入及購求ヲ停止スルコトヲ得

●墓地及埋葬取締規則(抄)

(明治十七年十月四日)
(大政官布達第二十五號)

第三條 死體ハ死後二十四時間經過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス但別段ノ規則アルモノハ此ノ限ニアラス

第四條 區長若クハ戶長ノ認許證ヲ得ルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス但改葬ヲナサントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 墓地及火葬場ノ管理者ハ區長若クハ戶長ノ認許證ヲ得タル者ニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナサシムヘカラス又警察署ノ許可證ヲ得タル者ニ非サレハ改葬ヲナサシムカヘラス

●墓地及埋葬取締細則(抄)

(明治十八年三月十日
島根縣甲第五十三號)

第六條 墳穴ノ深サハ六尺以上タルヘシ若シ土地ニヨリ六尺ニ至リ難キモノ及火葬ノ遺骨ヲ埋藏スルハ格別ナリトス

但六尺ニ至リ難キ事由アルモノハ管理者ヨリ豫メ其旨ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 火葬ハ成ルヘク日没後之ヲ行フヘシ

第十五條 死屍ヲ埋葬又ハ火葬セントスル者ハ死亡者ノ本籍住所族稱身分(中畧)其ノ埋葬

又ハ火葬ヲ爲ス場所ヲ具シ左ノ書面ヲ添ヘテ死亡者又ハ死胎ノ所在地ノ市町村長ニ届出認許證ヲ請フヘシ但傳染病豫防法ニ該當スル傳染病ノ爲死亡シタル者ニ係ルトキハ醫師ニ於テ死亡者所在地ノ市町村長ニ成規ノ届出ヲ爲シタル場合ニ限り第一號ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添フルコトヲ要セス

一 病死者ナルトキハ醫師ノ死亡診斷書又ハ死体檢案書

二 乃至四(省畧)

前項第一號第二號ノ診斷書、檢案書又ハ死産證書ハ之ヲ作成セル醫師又ハ産婆ノ檢印ヲ受ケタル臆本ヲ用フルコトヲ得但市町村長ニ於テ特ニ正本ヲ必要トシ其ノ提出ヲ命シタル場合ハ此限ニアラス

第十六條 改葬ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記シ所轄警察官署ヘ出願スヘシ

- 一 已ニ埋葬シタル墓地名及改葬セントスル墓地名
- 一 死者ノ族籍身分職業姓名及死亡時ノ病名
- 一 改葬ヲナサントスル者ノ身分職業姓名及改葬セントスル事由

●學校傳染病豫防規程

(大正十三年九月九日
文部省令第十八號)

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」、赤痢(疫痢ヲ含ム)腸「チフス」、「パラチフス」、痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱「デフテリア」流行性腦脊髄膜炎「ペスト」

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラボーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ペスト」ト看做ス
地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其ノ他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ

第一類ノ傳染病ノ病原体保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒ガ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了

セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ第

二期種痘定期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書盲學校及聾啞學校ノ初等部、中學校

豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スベシ

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第一類ノ傳染病病原体保有者ハ其ノ病原体消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一、罹患後ノ病原体保有者ニシテ其ノ主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

(イ) 赤 痢 十四日

(ロ) 腸「チフス」、「パラチフス」 二十一日

(ハ) 「デフテリア」流行性腦脊髄膜炎 七日

二、健康病原体保有者

「コレラ」ノ病原体保有者及地方長官又ハ官立學校ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第四條 「コレラ」「デフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ在リテハ二十四時間以上赤痢、腸「チ

「ブス」及「バラチフス」ニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料ニ付細菌學的検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原体ノ存在ヲ證明セサル場合ニ於テ病原体消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及赤痢ニ付テハ屎、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付テハ屎尿「ヂフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ鼻咽喉部ノ粘液トス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一、百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ
- 二、麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ
- 三、流行性感冒ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ
- 四、流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺腫張消失シタルモノ
- 五、風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ
- 六、水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治療シタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適

當ト認めル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ諸病毒ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認めタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長心要ト認めルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲナスヘシ

- 一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲナスヘシ
- 二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認めタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲナスヘシ
- 三 第三類ノ傳染病ニ在リテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認めル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認めタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認めル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病

況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ
學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ消毒其ノ他
適當ノ處置ヲ爲スヘシ

第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ

於テ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ

一 病原体保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト

二 病原体保有者又ハ患者ノ使用スル器具、書籍等ヲ専用トスルコト

三 病原体保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト

四 病原体保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類、器具、寢具、書籍其ノ他ノ物ヲ他人ニ交

付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト

五 「デフテリア」[腦脊髄膜炎ノ病原体保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル豫防法處置ヲ爲

スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト

ロ 鼻汁唾液ノ附着シタル布片、紙片其ノ他鼻汁唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便

池ニ放棄スルコト

六 赤痢、腸「チフス」「パラチブス」ノ病原体保有者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ

掲クル豫防處置ヲナスノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

イ 便所ハ専用トシ上圖ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト

ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用井上圖ノ都度消毒スルコト

ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト

七 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル

豫防處置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十條 學校内、學校所在地及其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其狀況ニ

依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵

シ學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ休業ヲ爲スヘシ前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ

監督官廳ニ届出ツヘシ

第十一條 學校所在地若ハ其附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ

狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清

潔方法ヲ施行スヘシ

第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染

病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ

通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得
前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員等ニ對
シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官ニ届出ツヘシ

第十四條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ地方長官
ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

一 初發ノ場合ニハ病名、發病ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)患者數、疾病
ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置其ノ他參考トナルヘキ
事項ニ付遲滞ナク報告スヘシ

二 續發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)患者數、初
發報告以外特ニ執リタル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付報告スヘシ但シ多數ノ
患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ

三 前二號ノ患者ノ轉歸ハ治療、死亡其ノ他(休學退學等)ニ分チ報告スヘシ

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守ス
ヘシ

一 手洗水ハ流出裝置ト爲スコト

二 共同手拭ヲ備ヘサルコト

三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液体ヲ入レタル適當個數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰、消
毒シタル後之ヲ便池ニ放棄スルコト

四 宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自専用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎
ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

第十六條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキトキ若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他
ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十七條 本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要項左ノ如シ

一 「コレラ」赤痢、腸「チフス」及「パラチフス」ニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水
溝、汚水溜、便所、芥溜等ニ付不潔ナル場所ヲ掃除シ必要アル場合ニ於テハ其ノ修
理及井戸浚ヲ爲シ且蠅ノ驅除及蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト

二 痘瘡、猩紅熱、「ヂフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ衣類、寢具、器具、玩具
疊敷物等ヲ清潔ニスルコト

三 發疹「チフス」ニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具等虱ノ棲息シ易キ物体ヲ清潔ニ
スルコト

四 「ペスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京虫ノ驅除ヲ行ヒ且衣類寢具疊敷物床下等蚤及南京

- 蟲ノ棲息キ物体及場所ヲ清潔ニシ掃除スルコト
- 五 第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類、寢具、書籍、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト
- 六 前各號ノ外必要ニ應シ左ノ清潔方法ヲ行フコト
- イ 土地及建物ノ内外ヲ掃除スルコト
- ロ 室内ノ採光及換氣ヲ十分ニスルコト
- ハ 疊、敷物等ヲ日光ニ曝スコト
- ニ 床下換氣ヲ十分ニシ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又ハ排水ヲ十分ニスルコト
- 第一類及第二類ノ傳染病ニ對スル清潔方法ハ鼠族、昆虫等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ
- 清潔方法ヲ施行スル場合ニ於テハ濫ニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス
- 傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要アルトキハ煨製石灰末、普通石灰又ハ「クロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚泄スヘシ
- 清潔方法ノ施行ニ依リ生シタル汚泥、塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所ニ放棄シ又ハ燒却スヘシ
- 第十八條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

- 一 消毒方法ハ左ノ五種トス
- イ 燒却
- ロ 蒸氣消毒
- ハ 煮沸消毒
- ニ 藥物消毒
- ホ 日光消毒
- 二 蒸氣消毒ニハ流通蒸氣ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ
- 蒸氣消毒ヲ施行セムトスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ
- イ 消毒ニ依リ褪色ノ虞アル物ハ蒸氣消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アル物ハ他物ト混シ蒸氣消毒ヲ行ハサルコト
- ロ 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物体アルトキハ之ヲ取出スコト
- 三 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ
- 煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前號イヲ準用ス
- 四 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品並其ノ製法及用法左ノ如シ

イ 石炭酸水 防疫用石炭酸三分水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ハ加ヘ攪拌又ハ振盪シツツ徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ロ 「クレゾール水」クレゾール石鹼液三分水九十七分

クレゾール水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ハ 昇汞水 昇汞一分 普通食鹽一分 水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠（一錠中昇汞〇、五瓦ヲ含ム）ヲ一錠ニ付水約五百瓦ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニアラサル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用井サルモノハ「スカレット」「フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

ニ 煨性石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱ヲ發シ崩壊スルモノ

煨製石灰末 煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨性石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳煨性石灰二分水八分

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ十分攪拌スヘシ

石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

煨性石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

ホ 「クロール石灰水」クロール石灰五分 水九十五分

「クロール石灰水」ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

ヘ 「フォルマリン」水 フォルマリン一分 水三十四分

「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

ト 「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

(一)消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十瓦以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上ヲ發生セシメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ

蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ

(二)物件ノ内部ニ至ルマテ消毒スル必要アルモノニハ真空裝置ニ依ルニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ

(三)氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造洋風建物等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス

五 日光消毒ハ日光ニ曝露スルト共ニ十分ニ空氣ノ流通ヲ計ルヘシ

日光ノ強度、消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スヘシ

六 「コレラ」赤痢、「腸チフス」及「パラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- イ 尿管、吐瀉物及其處置ニ用井タル器具、布片紙片等
- ロ 死体
- ハ 患者及死体ノ用ニ供シタル衣類寢具、運搬器具等
- ニ 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其使用シタル衣類、寢具等
- ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ食物残渣等
- ヘ 病室ノ疊、敷物等
- ト 便所、便池、手洗鉢等

チ 臺所、臺所器具、井戸、水槽等

リ 芥溜、下水溝等

七 痘瘡、猖紅熱、麻疹、風疹及水痘ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- イ 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其ノ處置ニ用井タル器具、布片、紙片等
- ロ 死体
- ハ 患者及死体ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- ニ 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
- ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍等
- ヘ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
- 八、發疹「チブス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- イ 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片紙片等
- ロ 死体
- ハ 患者及死体ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- ニ 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其使用ニ供シタル衣類寢具等
- ホ 病室ノ疊、敷物等

九 「デフテリア」流行性腦脊髄膜炎、百日咳、流行性感冒及流行性耳下腺炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

イ 鼻汁、唾痰及其處置ニ用ヒタル器具、布片、紙片等

ロ 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等

ハ 看護人及其使用シタル衣類、寢具等

ニ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍、玩具等

ホ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

十 「ペスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ左ノ如シ

イ 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其ノ處置ニ用ヒタル器具、布片、紙片等

ロ 死体

ハ 患者及死体ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等

ニ 看護人其他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類寢具等

ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具、書籍等

ハ 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

ト 鼠ノ棲息、交通スル場所

十一 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ

イ 患者

患者ハ治癒シタル時入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ゲス

入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ本號中汚水ノ消毒ニ依ル

ロ 死体

死体ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ衣類ニ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ十分撒布シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若クハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死体ヲ包ミ又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ツベシ

ハ 屎尿、吐瀉物其他ノ排泄物

屎尿、吐瀉物其他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若クハ「クレゾール」水其容量ノ三分ノ一以上ノ燬製石灰末又ハ其容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若クハ「クロール」石灰水ヲ加ヘ十分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若クハ燒却スヘシ昇汞水及「フオルマリン」水ハ屎尿吐瀉物其他ノ排泄物ノ消毒ニ適セス

ニ 病毒ニ接觸シタル者

看護人、消毒方法ノ施行又ハ患者、死体、排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其ノ他病毒ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其都度手足ヲ消毒シ入浴スベシ

手足ノ消毒ニハ石炭酸水「クレゾール」水、又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ
衣類、寢具、敷物、布片等

蒸氣消毒若クハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若クハ「フォルマリ
ン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

絹布、毛織物、綿、綿入蒲團、羽蒲團等ハ成ルヘク蒸氣消毒ヲ行ヒ又ハ「フォル
ムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

患者、死体、病汚染物件ノ運搬器具

患者死体又ハ病汚染ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル駕籠、釣臺、車
等ハ使用ノ都度石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若クハ「フォルマリン」水ヲ以テ
拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ

圖書、書類等

「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

硝子器、陶器、磁器、鑲製品、竹木製品等、石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水、
石灰乳若クハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水昇汞水若ク
ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ氣熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸氣
消毒若クハ煮沸消毒ヲ行フヘシ

飲食器具、玩具、金屬製品等消毒ニハ昇汞水ヲ使用スヘカラス

革類、革製品、漆器其ノ他ノ塗物類、ゴム製品「セルロイド」製品、ゴム附品、糊
附膠附品、紙製品、毛皮、象牙、鼈甲、角等石炭酸水「クレゾール」水若クハ「フ
オルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若クハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使
用スベシ

蒸氣消毒及煮沸消毒ハ以上ノ物件ノ消毒ニ適セズ

校舎、寄宿舎其ノ他ノ室内各部石炭酸水「クレゾール」水、昇汞水若クハ「フォル
マリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スベシ但密閉シ得ベキ場合ニ於テハ「フォ
ルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得

消毒後ハ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス
便所、芥溜、溝渠等

便所ハ石炭酸水「クレゾール」水若クハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒
布シ便池、肥料溜等ニハ燬性石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ十分攪
拌スベシ但シ尿尿ハ消毒後一週間ノ經過スルニアラザレバ肥料ニ供スルコトヲ得
ス
芥溜及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ溝渠ニハ燬性石灰末石灰乳又ハ

「クロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ焼却スベシ
煨性石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス

ヲ 井戸、水槽、汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若クハ水量ノ五百分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ十分攪拌シタル後十二時間放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リ熱蒸氣ヲ通ジ三十分間以上沸騰セシムヘシ
昇汞水ハ飲料水ニ澄透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スベカラス

ワ 船舶

船室ノ消毒ハ本號ニ準スベシ

船底水ニハ其ノ容量ノ二百分ノ一ノ煨性石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間經過シタル後之ヲ汲出スベシ

カ 動物ノ死体、消毒後再ビ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ焼却スベシ

ヨ 衣類、寢具、器具、敷物、圖書書類其ノ他ノ物件ニシテ焼却、蒸氣消毒、煮沸消毒藥物消毒ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光消毒ヲ行フベシ

第十九條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治三十年四月一日公布法律第三十六號傳染病豫防法抄錄

第二條第二項

「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病流行シ若クハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ命令ノ規定ニ從ヒ此ノ法律ノ全部若クハ一部ヲ適用スルコトヲ得

縣 令

●傳染病舎取締規則

(昭和五年四月三十日)
縣令第十六號

第一條 本令ニ於テ傳染病舎ト稱スルハ市町村立ノ傳染病院、隔離病舎ニ非スシテ赤痢、腸チフス、「パラチフス」、猩紅熱、「デフテリア」及流行性腦脊髄膜炎患者ヲ收容スル場所ヲ謂フ

第二條 傳染病舎ヲ設立セムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第三號乃至第八號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、設立者ノ本籍、住所、職業、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々

在地及代表者ノ本籍、住所、氏名、生年月日並定款又ハ寄附行爲寫)

二、敷地ノ地名、地番、地目、反別、地積及借地ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所、氏名並ニ承諾書

三、工事設計並仕様書

四、圖面 (一) (二) (三) ハ縮尺百分ノ一若ハ二百百分ノ一

(一) 敷地周圍二百メートル以内ノ狀況ヲ示シタル略圖

(二) 敷地内建設物配置圖

(三) 平面圖 (第七條規定ノ區分ヲ明示スルコト)

五、工事着手及落成期日

六、患者收容定員

七、患者收容ニ關スル規定

八、傳染病舎ニ從屬セシムヘキ醫師、看護婦及事務員ノ定員

九、飲用水質検査成績書

傳染病舎ノ改築、増築縮少若クハ移轉ヲ爲サムトスルトキハ前項ニ準スヘシ

第三條 傳染病舎ノ工事落成シタルトキハ知事ニ届出テ使用ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ認可ヲ受ケルニ非レハ之カ使用ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 傳染病舎ヲ設立セムトスル場所不適當ナリト認ムルトキ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當

スル者 (法人ニ在リテハ其ノ代表者) ニハ傳染病舎ノ設立ヲ許可セス

一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二、六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレ又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニシテ改

悛ノ情ナシト認ムル者

三、未成年者、禁治産者、準禁治産者、啞者及盲者

第五條 傳染病舎ノ設立者自ラ管理セサル傳染病舎ニハ管理人ヲ定メ其ノ本籍、住所、氏

名並生年月日ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ管理人ニ關シテハ第四條及第十三條ノ規定ヲ準用ス

第六條 傳染病舎ヲ他ノ用途ニ使用セムトスルトキハ其ノ目的及事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ

受ケヘシ

第七條 傳染病舎ハ平屋建別棟トシ特ニ指示シタル場合ノ外左ノ各號ニ區分スヘシ但シ衛

生上支障ナシト認ムルトキハ知事ノ許可ヲ受ケ此ノ區分ニ依ラサルコトヲ得

一、患者室

二、事務室、調劑室、宿直室、看護人室及使丁室

三、交通消毒所

- 四、炊事場、食堂及食器消毒所（食堂ハ看護人ト其ノ他ノ用ニ供スルモノヲ區別スルコト）
- 五、浴室及便所（患者、看護人及其ノ他ノ者トヲ區別スルコト）
- 六、消毒所（既消毒品及未消毒品ノ置場ヲ區別スルコト）
- 七、屍室、汚物置場及汚物焼却所
- 八、井戸（炊事用ト患者室用トヲ區別スルコト）
- 九、柵又ハ塙壁及門戸（敷地ノ周圍及有毒ト無毒トノ境界）

第八條 傳染病舎ノ構造ハ特ニ指示シタル場合ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ又ハ特別ノ構造ニシテ衛生上支障ナシト認ムルトキハ知事ノ許可ヲ受ケ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

- 一、患者室、屍室、消毒所、汚物置場、浴室及便所ノ地盤ハ不滲透質材料ヲ以テ築造シ適當ノ勾配ヲ附シ汚水流出ニ便ナラシムルコト
- 二、患者室、屍室、消毒所及汚物置場内ノ側壁ハ消毒洗滌ニ便利ナル材料ヲ以テ築造シ病床ハ成ルヘク寢臺ヲ用ウルコト
- 三、汚水溜及汚水溝ハ不滲透質材料ヲ以テ築造シ覆蓋ヲ設ケルコト
- 四、井壁井桁及流場ハ不滲透質材料ヲ以テ築造シ井戸ニハ覆蓋ヲ設ケルコト

五、便池及其ノ上口周圍ハ不滲透質材料ヲ以テ築造スルコト

第九條 傳染病舎ノ設立者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一、傳染病舎タルコトヲ表示スヘキ門表ヲ掲出スルコト
- 二、傳染病舎ノ内外ハ常ニ清潔ヲ保持シ塵芥ハ之ヲ焼却シ且防蠅捕蠅ノ設備ヲ爲スコト
- 三、傳染病舎ニ使用スル什器ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 四、患者室ハ患者一人ニ付四、九六平方メートル以上ト爲スコト
- 五、疑似症患者、眞症患者又ハ病名ノ異リタル患者ヲ同室ニ收容セサルコト
- 六、傳染病舎ノ看護婦ハ之ヲ專屬トスルコト
- 七、傳染病舎ニハ醫師、看護人又ハ消毒其ノ他舎内ノ事務雜役ニ従事スル者ノ外出入セシメサルコト但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 八、患者室ニハ醫師、看護人ノ外濫ニ出入セシメサルコト
- 九、傳染病舎内ニ在ル物品ハ消毒施行後ニ非レハ他ニ搬出セサルコト
- 十、傳染病舎内ノ尿尿及汚水等ハ消毒施行後ニ非レハ搬出又ハ排出セサルコト
- 十一、傳染病舎ニハ適當箇數ノ消火器ヲ設備スルコト
- 十二、前各號ノ外當該吏員ノ指示シタル事項

第十條 傳染病舎ニハ日誌ヲ備ヘ左ノ各號ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、患者ノ住所、職業、氏名、生年月日及病名
- 二、患者ノ發病並診斷年月日及診斷醫並主治醫ノ氏名
- 三、患者ノ入退舍並轉歸年月日
- 四、市町村費又ハ私費治療ノ別
- 五、其ノ他必要事項

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ傳染病舎ノ設立者ハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
 設立者死亡ノ場合ハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ法人ノ解散ノ場合ハ清算人ヨリ之ヲ爲ス
 ヘシ

- 一、傳染病舎ヲ廢止シタルトキ
 - 二、管理人ヲ廢止シタルトキ
 - 三、傳染病舎ノ設立者死亡シ又ハ法人解散シタルトキ
 - 四、第二條第一號又ハ第二號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ
- 傳染病室ノ設立者死亡シ若ハ傳染病舎ヲ廢止シタルトキハ其ノ届出ト同時ニ許可證ヲ返納スヘシ亡失其ノ他ノ事由ニ依リ返納シ能ハサルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第十二條 知事ニ於テ傳染病豫防上必要アリト認ムルトキハ傳染病舎ノ改築、増築、修繕、設備其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條 傳染病舎設立ノ場所傳染病豫防上不適當ト認メラル、ニ至リタルトキ又ハ傳染病舎ノ設立者 法人ニ在リアハ其ノ代表者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ傳染病舎ノ使用ノ停止ヲ命シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一、第四條各號ノ一ニ該當スル事實發生シタルトキ
- 二、第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル後一年以上工事ニ着手セス又ハ六月以上行衛不明トナリタルトキ
- 三、本令ノ規定ニ違反シ又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ從ハサルトキ

第十四條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ願届書ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第十五條 本令ニ依リ行フヘキ消毒ノ方法ハ大正十一年九月内務省令第二十四號ニ依ルヘシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一、第二條、第三條第二項、第五條乃至第十一條ノ規定ニ違背シタル者
- 二、第十二條ノ命令ニ從ハサル者
- 三、第十三條ニ依リ停止ヲ命セラレタル期間中之ヲ使用シタル者

第十七條 傳染病舎ノ設立者ハ管理人、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ノ規定ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルル

コトヲ得ス

第十八條 法人ノ代表者又ハ其ノ管理人、雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ノ規定ニ違背シタルトキハ本令ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓 令

●流行性感冒ノ豫防要項

(大正十年一月六日
内務省訓令第一號)

第一 病原及傳染徑路

- 一 病原體トシテ肺炎イフエル氏菌、濾過性病原體又ハ他ノ菌ヲ舉クル者アルモ現今ニ於テハ未タ學者間ニ意見ノ一致ヲ見ス
- 二 重症ノ流行性感冒ニハ肺炎ヲ伴フモノ最モ多シ
- 三 流行性感冒肺炎ニハ肺炎イフエル氏菌及肺炎双球菌重要ナル意義ヲ有ス
- 四 病原體ノ排泄口及侵入門戸ハ主トシテ口腔及鼻腔ナリ
- 五 感染ハ主トシテ咳嗽、噴嚏等ノ際ニ於ケル飛沫傳染ニ因ル

唾痰、鼻汁其ノ他寢具、食器、手拭等感染ノ媒介ヲナスコトアリ

五 病原體保有者カ傳染源トナルコトアリ

第二 豫 防 方 法

第一 傳染徑路ノ遮斷

甲 飛沫傳染ノ防止

一 咳嗽、噴嚏ニ關スル注意

イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ「ハンケチ」、手拭、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト

ロ 對談ノ際ハナルヘク三四尺ノ間隔ヲ保ツコト

ハ 飛沫傳染ノ危険ナルコトヲ周知徹底セシムルコト

二 「マスク」ノ使用

イ 患者ニ接スルトキ使用スルコト

ロ 群集ノ中(電車、汽車、劇場、寄席、活動寫眞館、集會等)ニ入ルトキ使用スルコト

コト

ハ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ人ニ接スルトキ又ハ外出ノ際使用スルコト

ニ 理髮業者ノ如キハ從業中使用スルコト

三 「マスク」ニ關スル注意

イ 「マスク」ハ清潔ナル布片ニテ製シ其ノ厚サハ「ガーゼ」六枚ノ程度ヲ標準トスル

コト

ロ 「マスク」ハ口鼻ヲ完全ニ覆フ大サヲ要スルコト

ハ 「マスク」ハ時々取換ヘ又ハ煮沸、洗濯スル等常ニ清潔ニスルコト

乙 患者ノ隔離

一 一般家庭

イ 患者ハナルヘク別室ニ隔離シ別室ナキトキハ屏風、衝立ノ類ヲ以テ健康者ト隔
ツルコト

患者ハナルヘク早期ニ入院スルヲ可トス

ロ 患者トノ交通ヲ差控フルコト

二 寄宿舍及工場等

イ 流行ノ兆アルトキハ健康診断、外出禁止、面會謝絶其ノ他出入ノ警戒ヲナスコ
ト

ロ 隔離室ヲ設ケ患者及罹患ノ疑アル者ハ早期ニ隔離スルコト

ハ 工場通勤者ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノアルトキハ相當期間就業
ヲ差控ヘシムルコト

三 旅店、下宿屋其ノ他宿泊所

イ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ニハ速ニ醫療ヲ受クヘキコトヲ勸メ他ノ宿泊人トノ交
通ヲ差控ヘシムルコト

ロ 患者ニハナルヘク早期入院ヲ勸ムルコト

四 病院其ノ他患者收容所

流行性感冒患者ト他ノ一般患者トハ同室ニ收容セサルコト

五 客ニ接スル業務者

患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ相當期間就業ヲ差控フルコト

丙 集會、集合ノ制限

一 演說會、講演會、説教等

流行時ニハナルヘク此ノ種ノ會合ヲ見合ハスコト

二 學校、幼稚園等

(一) 昇校停止

イ 職員、生徒、兒童ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノハ直ニ昇校ヲ停
止スルコト

ロ 患者ノ發生セル家庭又ハ部落ヨリ來ル職員、生徒、兒童ニ對シテハ必要ト認

ムルトキハ直ニ昇校ヲ停止スルコト

(二) 學校閉鎖

學校内、學校所在地及其ノ近傍ニ於テ患者發生ノ場合ハ狀況ニ依リ速ニ全校又

ハ其ノ一部ヲ閉鎖スルコト

(三) 流行時ニハ遠足、運動會、早朝ノ昇校等ニ付考慮スルコト

(四) 幼稚園ニ於テハ前記各號ニ準シ處置スルコト

三 劇場、寄席、活動寫眞館等

流行時ニハ入場者ノ「マスク」使用ヲ獎勵シ衛生施設ヲ一層嚴密ニシ狀況ニ依リ興

行ヲ見合ハスコト

四 祭禮、祝賀會、法會、葬式等ニ於ケル多人數ノ集合ハナルヘク之ヲ避ケルコト

五 交通機關

咳嗽、嘔嚏ニ關スル注意、「マスク」ノ使用、唾痰ノ處置ヲナルヘク勵行スルコト

丁 消毒

一 唾痰ノ處置

唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池等ノ外ニ出セ略サルコト

唾痰、鼻汁ニテ汚染セル布片、紙片及唾壺内ノ唾痰ハ消毒シ又ハ便池ニ投棄スル

コト

二 患者ノ使用セル居室、寢具、衣類、食器等ノ消毒

イ 居室ノ消毒

疊及器具ハ濕布ヲ以テ拭淨シ室内ハ日光ノ射入、空氣ノ交換ヲ交分ニスルコト

ロ 寢具、衣類等ノ消毒

屢日光消毒ヲ行フカ又ハ煮沸消毒、蒸汽消毒等ヲ行フコト

ハ 食器ノ消毒

食器ハ専用トシ使用ノ都度熱湯消毒ヲ行フコト

ニ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ノ使用セル物件ハナルヘク健康者用ノモノト區別シ消

毒セル後ニ非サレハ他人ニ使用セシメサルコト

三 旅店、下宿屋、飲食店、料理店等ニ於テ營業上使用スル物件ニ付テハ前記各號ニ

準シ處置スルコト

戊 含嗽

含嗽ハ食鹽水(百分中)、重曹水(百分中)、硼酸水(百分中)、微温湯等ヲ使用シ一日

數回殊ニ外出ノ後、食事ノ前後及就眠前ニ行フコト

第二 豫防注射

流行ノ兆アル時ハナルヘク速ニ豫防注射ヲ受クルヲ可トス
注射ヲ受ケムトスル者ニシテ心臟疾患、脚氣、腎臟疾患、肺結核、妊娠、發熱其ノ他
身體ニ異常アルモノハ豫メ特ニ醫師ニ協議スルコト

第三 一般衛生

一 精神ヲ爽快ニ保チ皮膚ヲ練固シ腸胃ヲ健全ニシ適度ノ運動ヲナシテ抵抗力ノ増進ヲ
計ルコト

二 徒歩ヲ獎勵スルコト

三 老幼、虛弱者ハ特ニ寒氣ニ冒サレサルコトニ注意スルコト

イ ナルヘク早朝、深夜ノ外出ヲ避クルコト

ロ 寒氣甚シキ時ハ戶外ノ遊戯、運動等ヲ差控フルコト

ハ 防寒設備ニ注意シ湯冷、寝冷等ヲ避クルコト

四 強壯者ト雖豫防注意ヲ怠ラサルコト

五 過勞ヲ避ケ休養ヲ充分ニスルコト

六 室内ノ採光、換氣、清潔ニ注意シ寢具、衣類等ノ乾燥其ノ他清潔ニ努ムルコト

七 頭痛、發熱等身體ニ異常アルトキハ速ニ醫師ノ診療ヲ受ケ其ノ注意ヲ嚴守スルコト

八 妊婦、産婦ハ特ニ豫防ニ注意スルコト

九 劇場、寄席、活動寫眞館其ノ他多衆集合ノ場所ニ立入ルヲ差控フルコト

第三 醫療及看護等

一 醫療ノ普及

イ 診療所、診療班等ノ活動及臨時組織ヲ促スコト

ロ 軍醫ノ援加ヲ求ムルコト

ハ 醫學校、學校研究所、醫師會、藥劑師會等ノ活動ヲ促スコト

二 病院其ノ他患者收容所ノ利用

イ 傳染病院、隔離病舎ヲ利用スルコト

ロ 官公私立病院ノ收容力増加ヲ促スコト

ハ 公會堂、寺院、教會其ノ他適當ノ建物ヲ臨時收容所トシテ利用スルコト

ニ 病院其ノ他患者收容所ニ於ケル病床ノ需給ヲ調節スルコト

三 看護ノ普及

イ 看護婦ノ需給ヲ調節スルコト

ロ 巡回看護ノ方法ヲ講スルコト

ハ 看護婦會ノ活動ヲ促スルコト

四 治療材料類ノ供給

藥品其ノ他豫防又治療ニ必要ナル物件ノ製造能力ヲ増進シ其ノ配給ヲ按排シ買占、賣惜其ノ他不當行爲ノ取締方法ヲ講スルコト
五 豫防又ハ治療ニ困難ヲ感スル者ニ對シテハ相當ノ援助救濟ノ方法ヲ講スルコト

法律

種痘法

(明治四十二年四月十四日)
法律第三五號

第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、第一期 出生ヨリ翌年六月至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ

二、第二期 數ハ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ

定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス

第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ

第三條 左ニ掲クル者ハ未成年ノ生徒、院生若ハ之ニ準スヘキ者又ハ未成年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

一、學校、育兒院又ハ之ニ準スヘキ場所ノ校長、院長其ノ他首長

二、教育、監護又ハ傭使ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者

前項各號ニ掲クル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ適用ス

第四條 新ニ保護者トナリ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ六月以内ニ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

前項ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長 (區長ヲ以テ戶籍吏ニ充ツル市ニ於テハ區長以下之

ニ準)ニ届出ヘシ
未成年者ヲ傭使スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖前二項ノ規定ヲ適用ス

用ス

前條第二項ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條 市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

第七條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其ノ證ヲ交付スヘシ

第八條 市町村長ハ第一期種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルニ至リタル者ヲ戶籍吏ニ通知シ

戶籍吏ハ戶籍簿ノ欄外ニ符號ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

前項ノ記入ニ關スル事務ニ付テハ戶籍法第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條 市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケス其他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者アルトキハ市町村長ハ更ニ期日ヲ指定シテ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第十條 種痘ヲ怠リタル者又ハ種痘ヲ受ケタル證跡不明ナル者ノ定期外ニ受ケタル種痘ハ

第一條第二項ノ場合ヲ除クノ外其ノ定期種痘ト看做ス

第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムヘシ但シ其ノ期日ニ檢診ヲケシ受ムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ

市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ニ種痘濟證ヲ交付スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ痘漿ヲ採取スルコトヲ得

第十二條 醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村

長ニ届出ツヘシ

第十三條 醫師ハ其ノ診療ニ係ル痘瘡患者全治シタルトキ之ニ痘瘡經過證ヲ交付スヘシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ

提示セシムヘシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指

定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

臨時種痘ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第十六條 醫師虚偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セスシテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓

以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス

一、第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者

二、保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサ

ル者

第十八條 第十二條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十九條 官廳公署及官立公立ノ學校等ニ於テハ第三條第一項及第四條第一項乃至第三項

ノ規定ニ準シ其ノ措置ヲ爲スヘシ

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

附 則

本法ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

種痘規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前數ハ歳七歳以前ニ種痘ヲ受ケタル者又ハ種痘ヲ受ケタルモ其ノ時期不明ナル者ハ本法ニ依ル第一期ノ種痘、數ハ歳七歳以後ニ種痘ヲ受ケタル者ハ第二期ノ種痘ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行前第一條第一項ノ種痘定期ヲ經過シタル未成年者ニ付テハ第四條ノ規定ハ生來種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル者ニ關シテ之ヲ適用ス

省 令

●種痘法施行規則

(明治四十二年十二月
内務省令第二六號)

改正 大正八年八月同第一〇號

第一條 市町村長(區長ヲ以テ戶籍吏ニ充ツル市ニ於テハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ市町村長ニ準スヘキモノヲ含ム、以下之ニ做フ)ハ毎年三月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ現住人中左記各號ニ該當スル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

一、前年中出生ノ者

二、數ハ歳十歳ノ者

三、前年ノ定期種痘不善感ノ爲更ニ種痘ヲ要スル者

地方長官(東京府ハ警視總監)ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ種痘期日ヲ指定セシムルコトヲ得

本條ノ指定ハ之ヲ公告スヘシ

第二條 市町村長ハ市町村ニ於テ施行スル種痘ノ場所ヲ公告スヘシ

第三條 保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ種痘定期ニ在ル未成年者ヲシテ第一條ノ期日迄ニ醫師ニ就キ又ハ前條ノ種痘所ニ於テ種痘ヲ受ケシムヘシ

第四條 市町村長ハ痘瘡、猩紅熱、實布埤利亞(格魯布ヲ含ム)、丹毒、麻疹、百日咳ノ患者アル家ノ未成年者ニ付テ必要ト認ムルトキハ別ニ期日ヲ指定シ又ハ別ニ定メタル場所ニ於テ種痘ヲ行フヘシ

第五條 種痘ヲ猶豫セラレタル者ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ事故ノ消滅シ又ハ猶豫期間ノ經過シタル日ヨリ三十日以内ニ種痘ヲ受ケシムヘシ

第六條 種痘法第九條ノ未成年者アルトキハ市町村長ハ遅クモ次回ノ種痘施行期ニ於テ種痘期日ヲ指定スヘシ

前項指定ノ期日迄ニ種痘ヲ受ケサルトキハ市町村長ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第七條 検診期日ハ種痘ヲ施シタル日ヨリ第六日乃至第八日ノ間ニ於テ之ヲ指定スヘシ

第八條 種痘濟證、種痘證及種痘猶豫證ハ附録様式ニ據ルヘシ

第九條 左記各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ種痘濟證交付後又ハ届出ヲ受ケタル後二月以内ニ其ノ本籍地ノ戸籍吏ニ通知スヘシ

一、第一期種痘善感シタル者

二、第一期第二回ノ種痘不善感ナル者

三、第一期種痘施行前痘瘡ヲ經過シタル者

第十條 市町村長ハ戸籍吏ヨリ前年中出生ノ本籍人ニシテ種痘法第八條ニ依ル符號ノ記入

ナキ者ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ若シ其ノ者カ本籍地外ニ在ルトキハ直ニ之ヲ其ノ寄留地ノ市町村長ニ通知スヘシ

第十一條 種痘法第十二條第二項ノ届出ハ種痘證ヲ提示シ又ハ醫師ノ證明書ヲ得テ現在地ノ市町村長ニ口頭又ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ届出ハ代理人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 種痘法第十四條ニ依リ警察官吏又ハ市町村吏員ノ請求アル場合ニ於テ左記各號ノ一ニ依リ種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルコトヲ證明スル者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ提示スルコトヲ要セス

一、種痘經過證

二、種痘猶豫證

三、小學校、之ニ類スル各種學校又ハ幼稚園ノ卒業證書、修業證書又ハ保育證書ニ種痘ニ關スル事項ヲ記入シタルモノ

四、第一期種痘ニ付テハ種痘法第八條ニ依レル符號ノ記入アル戸籍謄本又ハ抄本

五、市町村長ノ證明書

六、種痘又ハ痘瘡ノ癍痕但シ第二期種痘ニ付テハ其證跡

第十三條 削 除

附 則

本則ハ明治四十二年法律第三十五號種痘法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様 式

用紙赤色紙

第一號(第一期第一回又ハ同第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某女男

何

年 月 日 生 某

年 月 種痘(第 回)善感 類

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡 市町村長 何 某 印

注意 { 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料
ニ處セラルヘシ

用紙赤色紙

第二號(第一期第二期ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某女男

何

年 月 日 生 某

年 月 種痘(第二期)不善感

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡 市町村長 何 某 印

注意 { 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料
ニ處セラルヘシ

用紙青色紙

第三號(第二期第一回又ハ同第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)

第二期種痘濟證

住所 道府縣都市區町村某女男

年 月 種痘(第 回)善感 類

何 年 月 生 某

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

年 月 日

道府縣郡

市町村長 何 某 團

注意

此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科
料ニ處セララルヘシ

用紙青色紙

第四號(第二期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第二期種痘濟證

住所 道府縣郡市區町村某男

何

年 月 生 某

年 月 種痘(第二回)不善感

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

年 月 日

道府縣郡

市町村長

何

某 團

注意

此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科
料ニ處セララルヘシ

用紙白紙

第五號(第一期又ハ第二期ノ第一回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期第一回種痘濟證

住所 道府縣郡市區町村某男

何

年 月 生 某

年 月 種痘 不善感

右更ニ種痘ヲ受クヘキモノトス

年 月 日

道府縣郡

市町村長

何

某 團

注意

此證ハ更ニ種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科
料ニ處セララルヘシ

第六號(第一期第一回又ハ同第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)
第一期種痘證

住所 道府縣郡市區町村某男
何 女

年 月 日 生 某

年 月 種痘(第 回)善感 類

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡市區町村

醫師 何 某 印

注意 { 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料
ニ處セララルヘシ

第七號(第一期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期種痘證

住所 道府縣郡市區町村某男
何 女

年 月 日 生 某

年 月 種痘(第二回)不善感

右第一期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡市區町村

醫師 何 某 印

注意 { 此證ハ第二期種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料
ニ處セララルヘシ

第八號(第二期第一回又ハ第二期ニ善感ノ者ニ交付スルモノ)

第二期種痘證

住所 道府縣郡市區町村某男
何 女

年 月 日 生 某

年 月 種痘(第 回)善感 類

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

道府縣郡市區町村

醫師 何 某 印

注意 { 此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料
ニ處セララルヘシ

第九號(第二期第二回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)
第二期種痘證

住所 道府縣都市區町村某男

何
年 月 生 某

年 月 種痘(第二回)不善感

右第二期種痘ヲ完了シタルコトヲ證ス

年 月 日

道府縣都市區町村

醫師 何 某 印

注意 {此證ハ滿二十歳ニ達スル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科
料ニ處セララルヘシ

第十號(第一期第一回又ハ第二期ノ第一回ニ不善感ノ者ニ交付スルモノ)

第一期第一回種痘證

住所 道府縣都市區町村某男

何
年 月 生 某

年 月 種痘(第一回)不善感

右更ニ種痘ヲ受ケヘキモノトス

年 月 日

道府縣都市區町村

醫師 何 某 印

注意 {此證ハ更ニ種痘ヲ受クル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ
此ノ證ヲ提示セス若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ
科料ニ處セララルヘシ

用紙白紙
第十一號

第二期種痘猶豫證

住所 道府縣都市區町村某男

何
年 月 生 某

右者(何々病)ノ爲種痘法第七條ニ依リ(治癒ニ至ル)迄種痘ヲ猶豫ス但シ保護者又ハ種
(何々事故)ノ爲種痘法第七條ニ依リ(疾病治癒)シタル日ヨリ三十日以内ニ種痘ヲ受ケシムハシ

痘法第三條ノ義務者ハ前記ノ(事故消滅)期間經過シタル日ヨリ三十日以内ニ種痘ヲ受ケシムハシ

年 月 日

道府縣郡

市町村長 何 某 印

注意 (此證ハ種痘ヲ受ケル迄保存スヘシ當該吏員ノ請求アルトキ此證ヲ提示セズ若ハ之ニ代ルヘキ證明ナキトキハ拾圓以下ノ科料ニ處セラレハシ)

●種痘法第八條ニ依ル符號記入方ノ件

(明治四十二年十二月 司法省令第二二號)

第一條 戶籍吏カ種痘法第八條ノ通知ヲ受ケタルトキハ本人ノ戶籍ノ欄外氏名ノ下ニ左ニ從ヒ符號ヲ記入スヘシ

善感者ナルトキ

感 直徑三分

不善感者ナルトキ

否 高サ三分

第一期種痘施行前痘瘡ヲ經過シタルモノナルトキ 痘 方三分

第二條 戶籍吏ハ毎年十二月末日迄ニ前年中出生ノ本人ニシテ其戶籍ニ前條ノ符號ノ記入ナキモノノ本籍地及氏名ヲ市町村長ニ通知スヘシ

附 則

本令ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

●種痘施術心得

明治四十二年十二月 內務省告示第一七九號

第一條 種痘ニ要スル痘苗ハ牛痘苗ヲ用フヘシ

第二條 痘苗ハ冷暗所(氷室、地下室)ニ貯藏シ製造所ノ指定シタル期間内ニ之ヲ使用スヘシ

第三條 痘苗ノ接種量ハ製造所ノ指定ニ從フヘシ

痘苗ハ之ヲ稀釋スヘカラス

第四條 痘苗使用ノ際ハ其ノ内容ヲ漿盤上ニ出シ能ク之ヲ攪拌混和スヘシ

第五條 痘苗接種ノ部位ハ上膊ノ伸側ヲ可トス

接種ニ臨ミテハ先ツ局部ヲ「アルコホル」又ハ他ノ消毒藥液ヲ以テ消毒シ次ニ滅菌シタル

「ガーゼ」又ハ脱脂綿ヲ以テ丁寧ニ之ヲ拭淨スヘシ

第六條 種痘ノ場所ハ相當廣濶ニシテ清潔ナル場所ヲ選ヒ其ノ換氣、採光、煖室ニ注意スヘシ

第七條 施術者ハ成ルヘク上衣ヲ着シ且豫メ手指ヲ消毒スヘシ

第八條 漿盤及種痘針ハ使用ニ先チ「アルコホル」又ハ他ノ治毒藥液ヲ以テ之ヲ消毒シ次ニ滅菌シタル「ガーゼ」ヲ以テ之ヲ拭淨スヘシ但シ適當ナル他ノ消毒方法ニ依ルモ妨ナシ種痘針ハ受痘者一人毎ニ前項ニ依リ之ヲ處置スヘシ

第九條 接種ノ方法ハ切種式ニ依ルヘシ即チ局部ノ皮膚ヲ緊張シ相當量ノ痘苗ヲ塗布シタル後切種用種痘針ヲ以テ其ノ部ニ淺キ十字切長サ一分乃至二分若ハ單線切約三分ヲ施シ更ニ種痘針ノ平面ヲ以テ痘苗ヲ擦入スヘシ切種ニ際シテハ成ルヘク出血セサル様注意スヘシ僅ニ紅痕ヲ呈スルヲ以テ適度トス

第十條 接種數ハ第一期種痘ニ在リテハ右上膊四切乃至六切、第二期種痘其ノ他ニ在リテハ左上膊六切トシ各切ノ距離ハ五分以上ナルヲ要ス但シ必要アルトキハ他側又ハ他ノ部位ニ接種スルモ妨ナシ

第十一條 施術者ハ受痘者ノ健康狀態ニ注意シ左ノ各號ニ該當スル者ニハ成ルヘク種痘ヲ猶豫スヘシ但シ第四號ヲ除ク外痘瘡流行ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、出生後九十日未滿ノ者
- 二、著シク營養障害ニ陥レル者
- 三、蔓延性皮膚病ニ罹リ居ル者
- 四、熱性病又ハ重症疾病ニ罹リ居ル者

第十二條 檢診ノ場合ニ於テ注意スヘキ要項左ノ如シ

- 一、定型痘疱二顆以上發痘シタルモノヲ善感トス但シ第二期種痘以後ニ在リテハ接種ノ日ヨリ第三日後ニ於テ一顆以上ノ小結節又ハ水泡ヲ生シタルモノモ亦善感トス
- 二、接種ノ痕跡消失シタルモノ、不正ナル膿疱ヲ生シタルモノ潰瘍ニ陥リ若ハ痂皮ヲ結ヒタルモノ又ハ第一期種痘ニ在リテハ發痘一顆ナルモノヲ不善感トス

第十三條 施術者又ハ當該吏員ハ受痘者又ハ其ノ保護者ニ對シ種痘後注意スヘキ事項ヲ指示スヘシ

縣訓令

●市町村種痘事務整理順序

(明治四十三年三月八日)
鳥根縣訓令第十五號

第一 種痘期日ノ指定及公種痘施行ノ期間

第一條 市町村長ハ毎年三月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ前年中出生ノ者、數ハ歲十歲ノ者及前年ノ定期種痘不善感ノ爲更ニ種痘ヲ要スル者其ノ他種痘ヲ行フ必要アル者(第十條第五號及第十二條參照)ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

前項ノ種痘期日ハ公種痘(市町村ニ於テ施行スル種痘ヲ謂フ)施行期間ノ最終日トナスヘシ但シ市町村内ノ字等ニ依リ種痘期日ヲ異ニスルモ妨ナシ

第二條 市町村長ハ受痘者ノ豫定員數ニ應シ(醫師一人一日ノ種痘人員二百人以内ト算シ)公種痘施行ノ期間及其ノ場所ヲ定メ種痘期日ノ指定ト共ニ豫之ヲ公告スヘシ

市町村長ハ前項公告ノ外種痘簿、種痘票、學齡簿等ニ依リ種痘定期ニ在ル者其ノ他種痘ヲ行フ必要アル者ヲ調査シ其ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ對シ種痘期日ノ指定公種痘施行ノ期間及其ノ場所ヲ漏ナク通知スヘシ

第三條 種痘法施行規則第四條ノ患者(痘瘡、猩紅熱、實布埤利亞(格魯)アル家ノ受痘者布ヲ含ム)丹毒、麻疹、百日咳ニ付テハ公種痘施行ノ日時又ハ場所ヲ別ニ定メ之ヲ其ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ通知スヘシ

第二 公種痘施行ノ準備

第四條 種痘ハ市町村醫ヲシテ之ヲ施行セシメ又ハ相當技能アル醫師ニ之ヲ囑託スヘシ但シ便宜數町村協議シテ巡回種痘ヲ囑託スルモ妨ナシ

第五條 市町村長ハ痘苗ノ外種痘ニ要スル器械、藥品ヲ準備スヘシ其ノ品目概ネ左ノ如シ

- 一、切種用種痘針
- 二、漿 盤

三、滅菌「ガーゼ」及脫脂綿、同上容器

四、「アルコール」又ハ「クレゾール」水若ハ其ノ他ノ消毒藥液

五、「ペトリ」氏小血及硝子製圓筒「コップ」ノ類

前項品目ノ數量ハ種痘人員ニ應シ醫師ノ意見ニ依リ之ヲ定ムヘシ
第六條 市町村長ハ種痘ヲ行フヘキ人員(種痘者ハ第一期及第二期ヲ合シ人口千ニ付毎年五十人内外ヲ普通トス)ニ應シ痘苗其數ヲ豫算シ發送期日ヲ指定シテ一箇月以前ニ傳染病研究所ニ請求スヘシ

第七條 種痘施行ノ場所ハ受痘者ノ集合ニ便利ナル地區ニ於テ相當廣濶ニシテ可成清潔ナル個所ヲ撰定スルヲ要ス授業ヲ妨サル限リハ小學校等ヲ種痘所ニ充ツルモ妨ナシ

前項ノ種痘所ハ地域廣濶ナル市町村ニ於テハ可成之ヲ數箇所ニ設置スルヲ要ス

第八條 種痘所ニハ少クモ受痘者控室及施術室ヲ區別シ各室トモ豫メ濕拭掃除ヲ行ヒ又換氣、採光ニ注意シ寒冷ナル日ニ在リテハ相當暖室ノ設備ヲ爲スヘシ

第三 種痘簿ノ編製

第九條 種痘簿ハ其ノ年施行スル公種痘ノ用ニ供シ併テ其ノ年ニ於ケル公私種痘ノ成績ヲ明ニスル目的ヲ以テ編製スルモノトス

第十條 市町村長ハ毎年二月末日迄ニ左記各號ニ依リ別紙雛形ニ準シ第一期及第二期種痘簿ヲ編製スヘシ

- 一、戸籍簿、身分登記簿及寄留簿等ニ就キ前年中出生ノ現住人ヲ調査シ前年中既ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第一期種痘簿ニ登載スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登載スルコト
 - 二、學齡簿等ニ就キ數ヘ歳十歳ノ現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第二期種痘簿ニ登載スルコト但シ學齡簿ニ登載ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登載スルコト
 - 三、戸籍吏又ハ他市區町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市區町村ニ轉居シタル者ヲ除キ之ヲ第一期種痘簿ニ登載スルコト
 - 四、前年種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感ナル者其ノ他前年ノ種痘簿ニ登載ノ者ニシテ前年中ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了セサルトキハ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト
 - 五、前各號ノ外學校、育兒院、製造所等ノ首長、警察官吏又ハ衛生組合長ノ通報、種痘法第四條第二項ノ届出其ノ他種痘法第十四條ニ依レル調査等ニ依リ種痘ヲ怠リタル者(種痘ヲ受ケタル證據不明ナル者ヲ含ム以下同シ)ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト
- 第十一條 市町村長ハ種痘簿編製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市町村内ニ來住シタルトキハ遲滯ナク種痘簿ニ登載スヘシ

第十二條 市町村長ハ前二條ノ外常ニ種痘ヲ怠リタル者ヲ調査シ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ年内ニ種痘ヲ完了セシメ難シト認ムル者ニ就テハ其ノ通報書、届書、調査書等ヲ一括保存シ翌年ノ種痘簿ニ登載スヘシ

第十三條 市町村長ハ種痘簿ニ登載ノ者種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ他市區町村ニ轉住シ若ハ一年以上居所不明ナルトキ又ハ痘瘡ヲ經過シタル爲種痘ヲ要セサルトキハ其ノ事由ヲ當該欄内ニ記シ氏名ノ欄ヲ朱線ニテ抹消スヘシ

前項ノ外種痘簿記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ(既ニ種痘ヲ完了シタル者ニ付テノ異動ヲ除ク)遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第十四條 市町村長ハ公種痘ヲ施行シタルトキ及種痘法第十二條第二項私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ都度遲滯ナク種痘ノ月日、成績等ヲ種痘簿當該欄内ニ記入シ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ備考欄内ニ其ノ事由ヲ記載スヘシ

其ノ年出生ノ者第一期種痘ヲ完了シ又ハ數ヘ歳八歳九歳ノ者第二期種痘ヲ完了シタルトキ其ノ他種痘簿ニ未登載ノ者種痘ヲ完了シタルトキハ之ヲ登載記入スヘシ

種痘簿編製前(一月一日ヨリ種痘簿編製ニ至ル間)私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書(口頭届出ナリ)ヲ保存シ種痘簿編製ノ際之ヲ登載記入スヘシ

第十五條 種痘簿ノ記入順序ハ受痘者ノ多數ナル市町村ニ於テハ町名、字名若クハ番地ニ依リ適當ニ區別シ又ハ氏名ノ「イロハ」順ニ記入スル等搜索ニ便ナラシムヘシ
種痘定期ニ在ル者及種痘ヲ怠リタル者ニ付テハ可成各別ニ種痘簿ヲ調製スルヲ要ス
種痘簿ハ十年間之ヲ保存スヘシ

第四 種痘票ノ調製

第十六條 市町村長ハ便宜第九條乃至第十五條ノ種痘簿ヲ編製セス本條以下ニ依リ種痘票ヲ調製スルモ妨ナシ

種痘票ハ專ラ公種痘ノ用ニ供スルノ目的ヲ以テ調製スルモノトス但シ第二十四條ニ依リ併テ私種痘ノ成績ヲ明ニスルノ用ニ供スルモ妨ナシ

第十七條 市町村長ハ毎年二月末日迄ニ左記各號ニ依リ別紙雛形ニ準シ第一期及第二期種痘票ヲ調製スヘシ

- 一、戸籍簿、身分登記簿及寄留簿等ニ就キ前年中出生ノ現住人ヲ調査シ既ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ第一期種痘票ヲ調製スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト
- 二、學齡簿等ニ就キ數ヘ歳十歳ノ現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ第二期種痘票ヲ調製スルコト但シ學齡簿ニ登載ナキ現住人ハ

警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト

三、戸籍吏又ハ他市區町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市區町村

ニ轉居シタル者ヲ除キ第一期種痘票ヲ調製スルコト

四、種痘法第四條第二項ノ届書、警察官吏、衛生組合長ノ通報書其ノ他種痘ヲ怠リタル者ノ覺書等及種痘猶豫期限ノ經過シタル猶豫願書竝私種痘ノ第一回不善感届書ヲ取出シ種痘票ヲ調製スルコト

五、前年ノ種痘票中種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感ナル者其ノ他未タ種痘ヲ完了セサル者ノ種痘票ヲ取出シ本條各號ノ種痘票ト共ニ整理スルコト

六、前各號ノ外種痘ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ其ノ種痘票ヲ調製スルコト
第十八條 市町村長ハ種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市町村内ニ來住シタルトキハ遲滞ナク其ノ種痘票ヲ調製スヘシ

第十九條 種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ痘瘡ヲ經過シ若ハ私種痘ノ届出ヲ爲シタル者ニ付テハ第二十四條ノ場合ヲ除ク外其ノ種痘票ヲ廢棄スヘシ又他市區町村ニ轉居シタル者ニ付テハ其ノ種痘票ヲ廢棄シ若ハ便宜之ヲ轉居地ノ市區町村長ニ送致シ轉居通報ノ用ニ供スヘシ
種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ其ノ種痘票備考欄内ニ

其ノ事由ヲ記入シ他日ノ用ニ供スヘシ

第二十條 市町村長ハ常ニ種痘ヲ怠リタル者ヲ調査シ若直ニ種痘ヲ完了セシメ難キトキハ其ノ覺書ヲ調製シ他日ノ用ニ供スヘシ

第二十一條 第三十五條ニ依リ種痘ヲ施行スルトキ種痘票未調製ノ者ニ付テハ其ノ際之ヲ調製記入スヘシ

第二十二條 種痘票ハ使用後善感、不善感、猶豫、不參等ニ依リ區分シ十年間之ヲ保存スヘシ

第二十三條 種痘法第十二條第二項私種痘ノ届書(口頭届出ナレハ控書ヲ作り)猶豫申請書、種痘法第四條第二項ノ届書、警察官吏衛生組合長ノ通報書、未種痘者覺書等ハ一括保存スヘシ

第二十四條 市町村長ハ事務ノ繁簡ニ依リ前條ノ届書、申請書、通報書、覺書等ニ代ヘ其ノ種痘票ヲ調製シテ保存スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ私種痘ノ種痘票ニハ其ノ備考欄内ニ私種痘ト朱書スヘシ

第五 種痘及檢診ノ施行

第二十五條 市町村吏員ハ種痘所ニ臨ミ種痘事務ニ従事スヘシ

種痘所ニハ種痘簿又ハ種痘票ヲ配置シ種痘ノ月日、成績等ヲ記入スヘシ

第二十六條 相當ノ事由ニ依リ種痘所ニ出頭スルコト能ハサル受痘者ニ對シテハ其ノ住所ニ就キ種痘ヲ施行スル等適宜ノ方法ヲ講スヘシ

第二十七條 種痘所ニハ檢診期日及種痘後注意スヘキ事項ヲ揭示シ且之ヲ口頭及覺書ヲ以テ保護者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ指示スヘシ其ノ注意スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一、清潔ナル襦袢類ヲ着用セシムルコト
- 二、感冒ノ豫防ニ注意シ接種後數日間ハ腰湯ノ類ハ妨ナキモ可成全身浴ヲ禁スルコト
- 三、接種ノ部位ハ摩擦、搔爬又ハ汚染セサル様注意スルコト
- 四、接種部附近ニ腺腫ヲ生シタルトキ、發熱高キトス又ハ潰瘍ヲ生スルノ傾アルトキハ醫師ノ診察ヲ受クルコト
- 五、指定セラレタル檢診期日ニハ相違ナク檢診所ニ出頭スヘキコト但シ不得止事由アルトキハ其ノ當日マテニ事由ヲ具シ届出ルコト
- 六、種痘濟證ハ大切ニ保存スヘキコト

第二十八條 檢診ハ種痘後第六日乃至第八日ニ種痘所ニ於テ醫師之ヲ行ヒ市町村吏員ハ其ノ事務ニ従事スヘシ

第二十九條 檢診ノ當日相當ノ事由ニ依リ出頭スルコト能ハサル者ニ對シテハ其ノ住所ニ就キ檢診ヲ行ヒ又ハ最寄醫師ノ檢診ヲ受ケシメ其ノ種痘證ヲ提示シ又ハ其ノ寫ヲ添ヘ口

頭若ハ書面ニテ届出ヲ爲サシムヘシ

第三十條 種痘濟證ハ檢診ノ當日之ヲ交付スヘシ

第三十一條 市町村長ハ學校、育兒院、製造所其ノ他多數ノ兒童ヲ集合セシムル場所ノ首長ニ協議シ各首長ニ於テ醫師ヲシテ種痘及檢診ヲ行ハシメ又ハ兒童ノ來集スヘキ種痘所及日時等ヲ打合ハセ種痘及檢診ヲ行フコトヲ得

第三十二條 市町村長ハ衛生組合長ヲシテ組合内ノ種痘未了者ヲ調査セシメ其ノ保護者等ニ對シ指定期日マテニ種痘ヲ受クヘキコトヲ戒告セシメ其ノ種痘所ニ來集スヘキ者ハ可成之ヲ引卒出頭セシムルヲ要ス但シ兒童ノ保護者等ニシテ兒童ヲ種痘所ニ出頭セシメ難キ事情アル者アルトキハ其ノ氏名住所等ヲ通報セシメ第二十六條ニ依リ種痘ヲ施行スヘシ

第三十三條 衛生組合ニ於テ種痘ヲ施行シタルトキハ便宜組合長ヲシテ保護者等ニ代リ施術醫師ノ證明ヲ得種痘法第十二條第二項私種痘ノ届出ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十四條 市町村長ハ種痘簿、種痘票等ニ依リ指定期日マテニ種痘ヲ行ハサル者、種痘猶豫期間ヲ經過シタル者其ノ他種痘ヲ怠リタル者ヲ調査シ其ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ對シ適當ト認ムル期日ヲ限リ種痘ヲ催告スヘシ
前項期日マテニ種痘ヲ完了セサルトキハ種痘法施行規則第六條ニ依リ遅クモ次回ノ公種

痘施行期ニ於テ更ニ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ對シ種痘期日ヲ指定スヘシ
前項期日マテニ尙故ナク種痘ヲ行ハサルモノアルトキハ市町村長ハ警察官吏ト協議トシ其ノ届所等ニ於テ種痘ヲ強制施行スヘシ

第三十五條 受痘者多數ナル市町村又ハ海外諸港ト交通アル海港地ニ於テハ第二條ニ依ルノ外十月ヨリ十二月ニ至ル間ニ於テ再ヒ公種痘施行ノ日及其ノ場所ヲ定メ前條第一項ニ該當スル者及種痘定期ニ在リテ種痘ヲ受ケントスル者ニ種痘ヲ施行スルコトヲ得

第六 種痘ニ關スル通知記入

第三十六條 市町村長ハ戶籍吏又ハ他市區町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ他市區町村ニ轉居シタル者アルトキハ速ニ之ヲ轉居先ノ市區町村長ニ轉報スヘシ

第三十七條 市町村長ハ公種痘ヲ施行シ又ハ種痘法第十二條第二項私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ第一期種痘ヲ完了シタル(善感シタル者及不善感ナル者ニ限ル)ヲ速ニ本籍地ノ戶籍吏ニ通知スヘシ第一期種痘前痘瘡ヲ經過シタル者アルトキハ亦同シ

第三十八條 市町村長ハ學齡簿編製ノ際之ニ種痘ニ關スル事項(第何期種痘完了、第何期各其ノ年)ヲ記入スヘシ
前條ノ場合ニ於テ學齡兒童ナルトキハ其ノ第一期種痘ナルト第二期種痘ナルトニ拘ラス

●衛生組合設置規則

(明治三十一年十二月二十三日)
島根縣令第九十二號

第一條 市町村內ニ住居スル者ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法、消毒方法其ノ他傳染病豫防救治ニ關スル規約ヲ定メ之ヲ履行スヘシ

第二條 衛生組合ノ區域及名稱ハ市長、戸長、町村長ニ於テ之ヲ指定スヘシ
衛生組合ハ所在地名ヲ冠シテ其ノ名稱トナスヘシ但同地名ノ下ニ數組合アルトキハ地名ノ下ニ號數ヲ加フヘシ

第三條 衛生組合區域內ニ住居スル者ハ總テ組合ニ加入スヘシ
前項組合ニ加入シタル者ハ其規約ヲ遵守シ及費用ヲ負擔スヘシ

第四條 衛生組合ニハ組合長一人ヲ置キ組合ニ關スル事務ヲ統理セシムヘシ
但シ組合長ノ數組合ヲ兼ヌルコトヲ得

衛生組合ニハ戸數概ネ十戸毎ニ世話係一人ヲ置キ組合長ニ屬シ組合ニ關スル事ニ服務セシムヘシ但世話係ハ衛生組合內ニ於テ其ノ受持區域ヲ定ムルコトヲ得
衛生組合長、世話掛ハ衛生組合ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第五條 衛生組合ニ於テ組合長、世話掛ヲ選舉シタルトキハ其ノ住所、氏名ヲ市長、戸長、町村長ニ届出認可ヲ受クヘシ

市長、戸長、町村長ニ於テ其ノ組合長、世話係ヲ不適當ト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ改選セシムルコトヲ得

第六條 衛生組合長、世話掛ニ選舉セラレタル者ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得

第七條 衛生組合長、世話掛ノ門戸ニハ左ノ様式ノ標札ヲ掲クヘシ

(何) (第何號) 衛生組合 (長) (世話掛) 何 某

第八條 衛生組合ニ於テ規約スヘキ事項ハ概ネ左ノ如シ

- 一、組合長、世話掛ノ職務權限及其ノ任期
- 二、組合事務ノ管理方法
- 三、組合長、世話掛ノ選舉方法
- 四、組合基本金ノ管理法及基本金ニ對スル組合員ノ權利義務
- 五、組合費負擔、免除及其ノ收支方法
- 六、組合長、世話掛ノ任務上ニ要スル費用ノ支辦法其ノ報酬ノ給否

- 七、組合規約違背者處分
- 八、傳染病豫防ニ關スル法令、訓達ニ違背スル行爲ヲナサ、ルコト
- 九、組合規約及組合長、世話掛ノ指示ヲ遵守スルコト
- 十、傳染病若クハ傳染病ニ疑ハシキ患者ヲ認知シタルトキ當該吏員又ハ組合長、世話掛ニ申告スルコト
- 十一、種痘ノ義務ヲ怠ラサルコト
- 十二、衛生講話會ヲ設ケ衛生思想ノ發達ヲ謀ルコト
- 十三、傳染病ノ誘因又ハ病毒傳播ノ媒介トナル行爲ヲ禁止スルコト
- 十四、衛生上有害ナル習慣ヲ廢止スルコト
- 十五、飲用水ノ構造不適當ノモノヲ改良スルコト
- 十六、溜水、竈水其他不良水ヲ飲用又ハ使用セサルコト
- 十七、水槽、箕桶、濾水器等ハ毎月數回掃除スルコト
- 十八、溝渠、下水、厠圍、塵捨場、汚物溜ノ位置構造等不適當ノモノヲ改良スルコト
- 十九、前各號ノ外地方ノ狀況ニ依リ規約ヲ必要トスル事項
- 前項第二號第三號、第四號ハ組合ノ狀況ニ依リ規約ヲ必要トセサルトキハ之レヲ省畧スルコトヲ得

第十三號乃至第十八號ハ事實ニ就キ規約スルコトヲ要ス

第九條 衛生組合ハ左ノ場合ニ於テ傳染病豫防救治ニ關スル法令其他官署公署ノ命令若ハ組合長ノ指示等ヲ實施スル爲メ事實ニ就キ臨時規約ヲ設クヘシ

- 一、傳染病發生ノ時季ニ向ヒタルトキ
- 二、傳染病流行シ又ハ流行ノ兆アルトキ
- 三、前各號ノ外傳染病豫防上之カ施設ヲ必要トスルトキ

第十條 衛生組合規約違背者ノ制裁ヲ左ノ例ニ依リ之ヲ設定スヘシ

- 一、組合長ニ於テ戒告スルコト
- 二、金參圓以内ノ違約金ヲ課スルコト
- 三、七日以内事業上ノ夫役ヲ課スルコト

違約金ヲ課セラレタル者之ヲ納付セス又ハ夫役ヲ課セラレタル者之レヲ肯ンセサルトキハ衛生組合長ニ於テ所轄警察署又ハ分署ニ申告スヘシ

第十一條 衛生組合ニ於テ規約ヲ設定シタルトキハ市長、戸長、町村長ニ届出認可ヲ受クヘシ

認可ヲ受ケタル規約書ノ正本ニハ組合内ノ各戸主署名捺印シテ組合長之ヲ保管シ別ニ其ノ謄本ヲ作り各戸ニ配布スヘシ

但新ニ組合ニ加入シタル者ニハ組合長ニ於テ十日以内ニ規約書ニ署名捺印セシムヘシ

第十二條 衛生組合ハ成ルヘク基本金ヲ積立其ノ事業擴張ノ資ニ充ツヘシ

第十三條 衛生組合長ハ規約ノ定ムル所ニ從ヒ時々組合員ヲ召集シ衛生講話會ヲ開クヘシ講話會ノ場所及日時ハ成ルヘク島廳郡市役所、戸長役場、町村役場及警察官吏等ニ通知シ其ノ吏員ノ臨席ヲ求ムヘシ

第十四條 衛生組合長、世話掛ハ時々其ノ組合内ヲ巡視シ規約ノ履行其ノ他衛生上ニ關スル事項ノ執行ヲ督勵スヘシ

組合長ハ衛生上ノ事項ニ關シ意見アルトキハ島司、郡市長、戸長、町村長又ハ警察署長分署長ニ建議スルコトヲ得

第十五條 衛生組合長ハ隣接ノ衛生組合長ト氣脈ヲ通シ傳染病ノ發生其他組合ノ警戒トナルヘキ事項ヲ互報スヘシ

第十六條 衛生組合長、世話掛ニ於テ其ノ組合又ハ隣接組合ニ左ノ事項アルコトヲ認知シタルトキハ市町村吏員又ハ警察官吏ニ通知スヘシ

一、傳染病若ハ傳染病ニ疑ハシキ患者發生シタルトキ

二、流行性ノ疾病アルトキ

三、衛生上注意ヲ要スル事項アルトキ

第十七條 衛生組合ニハ成ルヘク消毒器具藥品等ヲ設備シ組合ノ使用ニ供スヘシ

第十八條 衛生組合長、世話掛ハ組合員ヲシテ傳染病ニ使用スル消毒藥ノ製法消毒器具ノ用法及消毒法ノ應用等ヲ熟知セシムヘシ

第十九條 本則第三條第一項ニ違背シタル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

附 則

第二十條 市町村内ニ居住スル者ハ本則ノ規定ニ從ヒ明治三十二年一月末日限り衛生組合ヲ組織スヘシ

市長、戸長、町村長ハ本則第二條ニ依リ明治三十二年一月末日限り衛生組合ノ區域及名稱ヲ指定スヘシ

縣 訓 令

● 衛生組合設置規則取扱手續

(明治三十一年十二月二十三日) 島根縣訓令第一八八號

(沿革) 明治四十二年三月島根縣訓令第二九號改正

第一條 市長、戸長、町村長ハ衛生組合設置規則及此取扱手續ニ依リ衛生組合ヲ監督スヘシ

第二條 市長、戸長、町村長ニ於テ衛生組合區域ヲ定ムルニハ戸數概ネ五十戸以内ヲ標準トシ地形又ハ交通ノ便否ニ依リ適宜斟酌スヘシ

第三條 市長、戸長、町村長ハ傳染病豫防救治其ノ他衛生上ニ關シ必要ト認ムルトキ若ハ當該吏員ノ請求アリタルトキハ衛生組合長、世話掛又ハ組合員ヲ召集シ其ノ意見ヲ諮詢シ又ハ命令指示ヲ爲スコトヲ得

第四條 市長、戸長、町村長ハ衛生組合台帳ヲ製シ組合ノ名稱、區域及組合長、世話掛ノ住所氏名ヲ登録スヘシ其ノ名稱、區域及組合長ノ住所氏名ハ鳥廳、郡役所及所轄ノ警察署又ハ警察分署ニ報告スヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第五條 鳥司、郡長、警察署長、分署長、市長、戸長、町村長ニ於テ衛生組合ノ施設シタル事業又ハ建議等ニシテ衛生上裨益アリト認ムルモノハ鳥司、郡長、警察署長、分署長市長ハ直ニ戸長、町村長ハ鳥司、郡長ヲ經テ縣廳ニ報告スヘシ

第六條 鳥廳郡市役所、戸長役場、町村役場及警察官吏ニ於テ衛生組合設置規則第十三條ノ通知ヲ受ケタルトキハ成ルヘク臨席シテ相當ノ講話ヲ爲スヘシ

第七條 市長、戸長、町村長ハ左ノ標準ニ依リ衛生組合長、世話掛ヲ認可スヘシ

一、組合長ハ組合區域内又ハ其ノ市町村内ニ於テ名望ヲ有シ成ルヘク衛生事項ニ通曉シ

タル者

一、世話掛ハ組合區域内ニ住居シ其ノ任ニ堪フル者

第八條 衛生組合規約ハ簡明ヲ旨トシ繁冗ニ涉ラサル様注意セシムヘシ

第九條 衛生組合ニハ左ノ事項ヲ爲サシムヘカラス

一、組合員ヲシテ消毒其ノ他病毒感染ノ虞アル雜役ニ従事スヘキ義務ヲ負擔セシムルコト

一、組合長、世話掛ヲシテ傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所ノ勤務及患家交通遮斷ノ取締等當該吏員ノ執行スヘキ事務其他病毒感染ノ虞アル役務ニ従事スヘキ義務ヲ負擔セシムルコト

附 則

第十條 鳥司、郡長ハ衛生組合ノ設置ニ際シ特ニ吏員ヲ町村ニ派遣シ其事務ヲ監督セシメ隨時之カ狀況ヲ縣廳ニ報告スヘシ

附 録

一、井水簡易消毒法

(一) 方形口ヲ有スル井戸ノ分

水深 品	水量及		水量		水量		水量		水量		水量	
	薬品	使用量	薬品	使用量	薬品	使用量	薬品	使用量	薬品	使用量	薬品	使用量
〇、六メ	グラム	〇、四八二二六	グラム	一、〇八	グラム	一、九二	グラム	三、一	グラム	四、三二七六	グラム	五、八八二五三六
〇、八メ	グラム	〇、六四二八八	グラム	一、四四	グラム	二、五六	グラム	四、一	グラム	五、七六一五六八	グラム	七、八四二〇四八
一、〇メ	グラム	〇、八〇三六〇	グラム	一、八〇	グラム	三、二〇	グラム	五、〇	グラム	七、二〇一九六〇	グラム	九、八〇二五六〇
一、二メ	グラム	〇、九六四三二	グラム	二、一六	グラム	三、八四	グラム	六、〇	グラム	八、六四二三五二	グラム	一一、七六三〇七二
一、四メ	グラム	一、一二五〇四	グラム	二、五二	グラム	四、四八	グラム	六、〇	グラム	一〇、〇八二七四四	グラム	一三、七二三五八四
一、六メ	グラム	一、二八五七六	グラム	二、八八	グラム	五、二二	グラム	八、〇	グラム	一一、五二一三三六	グラム	一五、六八四〇九六
一、八メ	グラム	一、四四六四八	グラム	三、二四	グラム	五、七六	グラム	九、〇	グラム	一二、九六三五二八	グラム	一七、六四四六〇八
二、〇メ	グラム	一、六〇七二〇	グラム	三、六〇	グラム	六、四〇	グラム	一〇、〇	グラム	一四、四〇三九二〇	グラム	一九、六〇五二二〇
二、二メ	グラム	一、七六七八二	グラム	三、九六	グラム	七、〇四	グラム	一一、〇	グラム	一五、〇三三六八	グラム	二一、五六五六三二
二、四メ	グラム	一、九二八四四	グラム	四、三二	グラム	七、六八	グラム	一二、〇	グラム	一七、二八四七〇四	グラム	二三、五二六一四四
二、六メ	グラム	二、〇八九三六	グラム	四、六八	グラム	八、三二	グラム	一三、〇	グラム	一八、七二五〇九六	グラム	二五、四八六六五六
二、八メ	グラム	二、二四〇〇八	グラム	五、〇四	グラム	八、九六	グラム	一四、〇	グラム	二〇、一五四八八	グラム	二七、四四七一六八
三、〇メ	グラム	二、四〇〇八〇	グラム	五、四〇	グラム	九、六〇	グラム	一五、〇	グラム	二一、六〇五八八〇	グラム	二九、四〇七六八〇
三、二メ	グラム	二、五六一五二	グラム	五、七六	グラム	一〇、二四	グラム	一六、〇	グラム	二二、〇四六二七二	グラム	三一、三六八一九二
三、四メ	グラム	二、七二二二四	グラム	六、一二	グラム	一〇、八八	グラム	一七、〇	グラム	二二、四八六六六四	グラム	三三、三三八七〇四
三、六メ	グラム	二、八八二九六	グラム	六、四八	グラム	一一、五二	グラム	一八、〇	グラム	二二、九二七〇五六	グラム	三五、二八九二六
三、八メ	グラム	三、〇四三六八	グラム	六、八四	グラム	一二、一六	グラム	一九、〇	グラム	二三、三六七四四八	グラム	三七、二四九七二八
四、〇メ	グラム	三、二〇四四〇	グラム	七、二〇	グラム	一二、八〇	グラム	二〇、〇	グラム	二四、〇〇七八四〇	グラム	三九、二〇一〇一

二、二メ	三、五二	一、七六七八二	三、九六二四〇八	七、〇四二二〇〇	一一、〇三三六八	一五、八三四三二	二一、五六五六三二	二八、一六
二、四メ	三、八四	一、九二八四四	四、三二五三六	七、六八二四〇〇	一二、〇三三五六	一七、二八四七〇四	二三、五二六一四四	三〇、七二
二、六メ	四、一六	二、〇八九三六	四、六八二六六四	八、三二二六〇〇	一三、〇三七四四	一八、七二五〇九六	二五、四八六六五六	三三、二八
二、八メ	四、四八	二、二四〇〇八	五、〇四二七九二	八、九六二八〇〇	一四、〇四〇三二	二〇、一五四八八	二七、四四七一六八	三五、八四
三、〇メ	四、八〇	二、四〇〇八〇	五、四〇一九二〇	九、六〇三〇〇〇	一五、〇四三三〇	二一、六〇五八八〇	二九、四〇七六八〇	三八、四〇
三、二メ	五、一二	二、五六一五二	五、七六一〇四八	一〇、二四三二〇〇	一六、〇四六〇八	二二、〇四六二七二	三一、三六八一九二	四〇、九六
三、四メ	五、四四	二、七二二二四	六、一二二七六	一〇、八八三四〇〇	一七、〇四八九六	二二、四八六六六四	三三、三三八七〇四	四三、五二
三、六メ	五、七六	二、八八二九六	六、四八二三〇四	一一、五二三四〇〇	一八、〇五一八四	二二、九二七〇五六	三五、二八九二六	四六、〇八
三、八メ	六、〇八	三、〇四三六八	六、八四二四三二	一二、一六三八〇〇	一九、〇五四七二	二二、三六七四四八	三七、二四九七二八	四八、六四
四、〇メ	六、四〇	三、二〇四四〇	七、二〇二五六〇	一二、八〇四〇〇〇	二〇、〇五七六〇	二二、八〇七八四〇	三九、二〇一〇一	五一、二〇

備考 一、使用薬品 晒粉(クロール石灰) (クロールカルキ)

二、分量 一立方米(五石五斗餘)ノ水ニ對シテ有効クロール一グラム(故ニ晒粉五瓦)

二、傳染病學

第一章 傳染病ノ種類

第一 法定傳染病ノ名稱

- 「コレラ」赤痢(疫痢ヲ含ム)腸「チフス」「パラチフス」
- 痘瘡、猩紅熱、發疹「チフス」「ヂフテリア」流行性腦脊髄膜炎
- 「ペスト」

第二 病原體保有者(保菌者)

病原體保有者トハ外見健康者ニシテ身体内ニ病原菌ヲ保有スルモノヲ云フ
保有者ヲ生スルコトアル疾病ハ

「コレラ」赤痢、腸「チフス」「パラチフス」「ヂフテリア」
流行性腦脊髄膜炎

保有者ノ區別

(イ)病後病原體保有者 罹患後症狀恢復セルモ尙體內ニ菌ヲ有シ之ヲ排泄シツ、アルモ

第二章 消化器系傳染病

(ロ)健康保菌者 全ク健康ニシテ體內ニ菌ヲ有シ之ヲ排泄シツ、アルモ發病セサルモノ
 コレニ屬スルモノハ「コレラ」「赤痢」「疫痢」(含ム)「腸チフス」「パラチフス」ノ四種ニシテ原
 因ハ各々皆全名菌ノ侵入ニヨリテ來ル

病名	病原	菌ノ所在	排泄路
「コレラ」	「コレラ」	腸内	糞便、吐物
赤痢	赤痢菌	腸内	糞便
腸「チフス」	「チフス」	組織、血、腸内	糞便、尿
「パラチフス」	「パラチフス」	菌	

一 コレラ

病原菌 全名孤菌

病原菌所在 消化
 排泄 大便器、吐物

傳染 吐瀉物ヨリ汚染セラレタル
 経路 水、飲食物、手、蠅、器具、家屋
 侵入門 飲食物ト共ニ口ヨリ
 潜伏期 數時間乃至三日

二 赤痢

發病 急劇ナル嘔吐下痢ヲ以テ來ル
 初期症狀 劇シキ嘔吐、下痢ト共ニ脱力
 消衰、音聲嘎、皮膚乾固
 類似症(發病當時)急劇ニ來ル
 腸胃加答兒
 健康保菌者 有

病原菌 全名桿菌

病原菌所在 腸
 排泄 糞便

傳染 糞便ニヨリ汚染セラレタル
 経路 水、飲食物、手、蠅、物品、家屋
 侵入門 飲食物ト共ニ口ヨリ
 潜伏期 二―三日
 發病 腹痛下痢ヲ以テ急ニ
 初期症狀 腹痛、下痢、顆發、裏後急重
 結液便、膿便、血便
 類似病 大腸加答兒 痔疾
 健康保菌者 有

病原菌 全名桿菌

病原菌所在 腸
 排泄 糞便

傳染 吐瀉物ヨリ汚染セラレタル
 経路 水、飲食物、手、蠅、器具、家屋
 侵入門 飲食物ト共ニ口ヨリ
 潜伏期 二―三日
 發病 腹痛下痢ヲ以テ急ニ
 初期症狀 腹痛、下痢、顆發、裏後急重
 結液便、膿便、血便
 類似病 大腸加答兒 痔疾
 健康保菌者 有

豫防注射 有ルモ反應強シ
特殊療法 ?

豫防消毒 一、大便
上特ニ注 二、之ニヨリ汚染セラレ又ハ
意スベキ 疑ヒアル
點 水、飲食物、器具、家屋、
物品等

三 腸チフス

病原 全名桿菌
病原菌 所在 腸、血液
排泄 糞、尿
傳染 糞、尿ニヨリ汚染セラレタル
徑路 水、飲食物、手、蠅、物品、家屋
侵入門 飲食物ト共ニ口ヨリ
潜伏期 二―三週間
發病 全身倦怠ヲ以テ徐々ニ
初期症狀 熱、頭痛、倦怠、食慾不進

類似病 感冒、腸加答兒
健康保菌者 有
治癒後保菌期 半月―三ヶ月
〔罕ニ三ヶ年

菌ノ死滅 千倍昇汞水
沸湯中 直射日光
六十度湯中 五分以內
糞便中 一時間
水中 短時間

豫防注射 有効
特殊療法 ?

豫防消毒 一、大小便
上特ニ注 二、精尿ニ汚染セル水、手、器物、蠅等
意スヘキ 三、右ニヨリ汚染ノ疑アルモノ
點 細菌検査材料 尿及屎

四 パラチフス

病原菌 全名桿菌(A B C)
病原菌 所在 血液、腸
排泄 糞、尿

豫防注射 有効
特殊療法 ナシ

豫防消毒上 一、大小便
特ニ注意ス 二、右ニ依リ汚染セラレタル
ベキ點 水、手、器物
三、右ニヨリ汚染ノ疑アルモノ
細菌検査材料 尿及屎

第三章 呼吸器系傳染病

之レニ屬スルモノハ「ヂフテリア」流行性腦脊
髓膜炎ノ二種及病原ノ未タ不明ナルモ恐ラク
呼吸器ヨリ侵入スルナラント推意セラルル痘
疹、猩紅熱、發疹「チフス」ヲ加ヘ五種トス

病名	病原	因	病原体ノ所在	排泄路
痘疹	病原不明	三十分	咽頭、痘疱	鼻汁、痰
猩紅熱	病原不明	三十分	咽頭、發疹	鼻汁、痰
發疹「チフス」	病原不明	三十分	咽頭、血液	鼻汁、痰

傳染 糞、尿ニヨリ汚染セラレタル
徑路 水、飲食物、手、蠅、物品、家屋
侵入門 飲食物ト共ニ口ヨリ
潜伏期 二―七日
發病 熱、倦怠、下痢
初期症狀 熱、下痢、其他チフスニ全シ
類似症 感冒、急性腸加答兒
健康保菌者 有
治癒後保菌期 半ヶ月―三ヶ月
〔稀ニ三ヶ年以上

菌ノ死滅 千倍昇汞水
沸湯中 直射日光
六十度湯中 全時間
糞便中 一時間
水中 短時間

「ヂフテリア」
流行性腦脊髄膜炎

「ヂフテリア」菌
全名

咽喉頭、鼻腔
咽喉頭、腦脊髄液

鼻汁、唾痰

一 痘瘡

病原菌 ?

病原菌所在 痲皮、膿汁、痰唾等
排泄 膿汁、鼻汁、痰唾等

傳染徑路 直接 患者トノ接觸
間接 痰唾痲皮ノ飛沫及飛塵
物品 病毒ニ汚染セル家屋

侵入門戸 皮膚、咽喉 ?

潜伏期 一—二週間

發病 熱ヲ以テ急ニ

初期症狀 熱、頭痛、腰痛

顔首胸脊等ニ粒狀ノ發疹アリ
後ニ膿狀トナル

豫防注射有 種痘

特殊療法 ?

豫防消毒 一、塵芥ノ飛散セサル様注意
上特ニ留意スヘキ 一、患者ノ家屋物品
點スヘキ 一、交通關係者ノ家屋物品
一、附近若干戸ノ家屋物品

二 猖紅熱

病原菌 ?

病原菌所在 痲皮、膿汁、痰唾
排泄 皮膚、痰唾

傳染徑路 直接 患者トノ接觸、痰唾飛沫吸入
間接 病毒汚染ノ家屋物品

侵入門戸 呼吸器(皮膚) ?

潜伏期 三—一〇日

發病 高熱ヲ以テ急ニ

初期症狀 高熱、全身淡紅色丘狀ノ發疹

(顔面ニハ殆ンド發疹ナシ)

特殊療法 ?

豫防消毒 各發疹チフスニ準ス

上特ニ留意スヘキ

點スヘキ

類似症 麻疹(はしか)

三 發疹チフス

病原菌 ?

病原菌所在 血液、皮膚、呼吸器
排泄 痰唾、血液、皮膚ヨリノ排泄物

傳染徑路 直接 患者トノ接觸、痰唾飛沫吸入
間接 病毒汚染ノ家屋物品、虱

侵入門戸 皮膚 呼吸器藥

潜伏期 一—二週間

發病 熱、頭痛ヲ以テ急頓

初期症狀 高熱、頑固ナル頭痛、腰痛、眩暈

發疹

類似症 チフス、結核

特殊療法 ?

豫防注射 ナシ

豫防消毒 一、患者トノ接觸

上特ニ留意スヘキ 二、被服、寢具、使用物品、虱等

點スヘキ 三、痰唾其他汚染セラレタル物品

四、家屋(室内器具)

四 ヂフテリア

病原菌 全名桿菌

病原菌所在 急膚、鼻、咽喉、呼吸器
排泄 痰、唾、鼻汁、膿

傳染徑路 直接 痰唾飛沫吸入、飛塵吸入其
間接 他患者トノ接觸
病毒汚染ノ家屋物品

侵入門戸 呼吸器、鼻咽喉粘膜

潜伏期 二十七日

初發症狀 發熱、咳嗽

初期症狀 犬吠様咳嗽、熱、呼吸困難、

咽頭ノ義膜

健康保菌者 有

治癒後保菌期間 最多一、二ヶ月 極稀 八年間

菌ノ死滅件 一〇〇〇〇倍昇汞水 一分間
アルコール 一分間
直射日光 四分間
煮沸湯 四分間
乾燥 數時間

豫防注射 有 血清注射

特殊療法 初期ノ血清療法

豫防消毒 一、痰、唯及之レニ汚染セラ

注意スベキ 一、患者ノ使用物品

細菌検査材料 鼻咽喉部ノ粘液

五 流行性腦脊髄膜炎

病原菌 全名雙球菌

病原菌所在 腦脊髄液、鼻咽喉、痰唾、ハナ汁

傳染徑路 直接 痰唾飛沫吸入
間接 病毒汚染ノ家屋物品

侵入門戸 鼻咽喉

潜伏期 五日間

發病 劇烈ナル頭、項部、脊ノ痛及熱ヲ以テ急ニ

初期症狀 劇烈ナル頭、項、脊柱ノ痛、嘔吐

健康保菌者 有 項部強直、意識濁濁

治癒後保菌期間 最多 三週間 稍多 八週間

一、患者ノ使用物品
二、痰唾汚染物品
三、被服、寢具類
四、病室

特殊療法 初期ノ血清療法

豫防上注意スベキ 一、患者ノ使用物品

二、痰唾汚染物品
三、被服、寢具類
四、病室

第四章 「ペスト」

種	類	菌ノ排泄路	傳染徑路
肺	「ペスト」	ハナ汁、唾痰	一、觸接殊ニ飛沫傳染
皮膚	「ペスト」	癰ノ分泌物	二、物品媒介
腺	「ペスト」	腺腫ノ分泌物	一、觸接 二、有菌鼠蚤及南京虫 三、病毒汚染ノ媒介

菌ノ死滅件 一〇〇〇〇倍昇汞水 一分間
アルコール 一分間
煮沸湯 一分間
直射日光 數時間

豫防注射 有

本邦ニ於ケル本病ノ流行ハ海外ヨリ(イ)

鼠(ロ)蚤及南京虫(ハ)原綿、米ノ媒介ニ

依リテ輸入セラレ

病原菌 全各桿菌

病原菌所在 血液、内臓、膿、膿汁、痰唾

血液、膿汁、鼻汁、痰唾

直接 患者ノ接觸、痰唾、ハナ汁ノ飛沫吸入

間接 病毒汚染ノ家屋、器具、鼠蚤

侵入門戸 皮膚、口、呼吸器
潜伏期 二―七日

發病症狀 惡寒、戰慄、高熱、淋巴腺腫
初期症狀 惡寒、戰慄、高熱、淋巴腺腫

健康保菌者 ナシ

菌ノ死滅 一、〇〇〇倍昇汞水
一、〇〇〇倍石炭酸水
要 沸アル―コル 一〇分
乾沸 湯 直ニ
燥湯 三四週日

豫防注射 有
特殊療法 ナシ

豫防消毒 一、患者並ニ交通及隣接者ト
上特ニ留 二、ソノ家屋、物品
意スヘキ 三、特ニ痰唾、膿、鼻汁ニ汚
染セラレタル總テノ物品
三、除鼠、除蚤

●蠅ノ驅除法

殺蟲藥劑トシテハ色々ノ藥品ガ使用サレ

テキルガ有効デ値ノ安イ實用的ノモノハ左ノ
通りデアル

Ⓐ石油 百倍ノ乳劑トシテ用ヒ販賣シタル乳
劑ハ三十倍トシテ用フ

石油乳劑ノ製法、工業用粉末石鹼四百瓦(約
百匁)ニ温湯二「リットル」(約一升)ヲ加ヘ

テ全テ溶解サセ之レニ石油二「リットル」
(約一升)ヲヨク攪拌シナガラ加ヘ牛乳様ニ

ナツタラ又水二「リットル」(約一升)ヲ加ヘ
ヨク混和シテ原液トスル、使用ノ時ハ此原

液ヲ三十倍ニウスメテ用ヒル石油ハ罐カラ
出シタテノモノヲ用ヒナイト効果ガ少イ

Ⓑ乳劑カルシン 四鹽化炭素ノ乳劑デ效果ガ
特ニ優秀デアリ引火性爆發性ガナク良好デ

アル三十倍ニウスメテ用フル
Ⓒクレシン 五十倍ニ水デ薄メテ用フル

之等ノ藥品ハ便所ヘ散布シテモ其尿尿量ノ三
割迄ハ混和シテモ肥料トシテノ効力ニ影響ハ
ナイカラ安心シテ使用ガ出來ル

昭和二年十月十五日 印刷
昭和二年十月二十日 發行
昭和六年十月十五日 第二版印刷
昭和六年十月二十日 第二版發行

島根縣衛生課

松江市片原町三十八番地

印刷者 渡部民也

松江市片原町三十八番地

印刷所 渡部印刷所





